

◆『Intelligence』購読会員の皆さまへ：ニュースレターNo.16 (2014年1月号) ◆

新年明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、新しい年をいかがお迎えでしょうか。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。このニュースレターとともに、「Intelligence」会員専用ウェブサイト <http://www.bunsei.co.jp/ja/intelligenceuser.html> とあわせてご覧いただければ幸いです。皆さまからのご意見、ご要望をお待ちしております。

**【第81回 20世紀メディア研究会】(12月7日(土) 午後2時半-5時)**

・藤元 直樹「オキュパイド・トウキョウを震撼させた夜--怪獣対占領軍-AFRS(米軍放送)による悪戯放送(hoax broadcast)の記憶と忘却をめぐって」は、1947年5月29日に、AFRS 開局五十周年を記念してラジオ放送されたという、「20フィートの怪獣が東京湾沖に現れた」という捏造ニュースについて、1938年に放送されてパニックを引き起こしたことと有名な H.G. ウェルズの火星人侵略ニュースと較べつつ、そのようなニュースが AFRS で実際に放送されたのか、日本人は聞いたのか、あるいはパニックを引き起こさなかったのか、など邦字紙や英字紙、日本人の証言などからその真偽を探った。

・栄 元「『満洲日日新聞』の創刊と森山守次」は、1907年に大連で創刊された『満洲日日新聞』の初代社長・森山森次が、東京帝国大学卒業後、博文館の雑誌『太陽』の欧州通信記者となり、『満洲日日新聞』を創刊して社長となり、さらに太平洋通信社を興し、1909年に同社長を辞めるまでの、『満洲日日新聞』創刊初期の人脈や編集方針、文化活動などを論じ明らかにした。

・阪本博志「大宅壮一の性的言説に関する考察-大宅壮一のパーソナルヒストリーとメディアヒストリー」は、戦後の雑誌における対談などでの大宅の猥談に注目し、商家に生まれ、性的なものとは早くから接触するとともに文芸志向を持った大宅の個人史からそれを解き明かし、そうした性的言説が大量の週刊誌が発行された戦後メディアの中で知的中間層に受け入れられたことの意味を考察した。

※ なお、研究会当日に配布されたレジュメは、会員ホームページにアップされています。  
<http://www.bunsei.co.jp/ja/intelligenceuser.html> をご覧下さい。

●次回の 20 世紀メディア研究会は、今月 1 月 25 日(土)で、紙屋啓子さん、笹川隆太郎さん、賀茂道子さんがご報告の予定です。その後は、3 月 29 日(土)、4 月 26 日(土)を予定しております。なお、ご報告御希望の方は、20 世紀メディア研究所事務所 [m20th@list.waseda.jp](mailto:m20th@list.waseda.jp) まで、メールにてご一報下さい。

### 【気になる番組・展示会】

「岸田吟香・劉生・麗子—知られざる精神の系譜」(世田谷美術館、2014 年 2 月 8 日-4 月 6 日)は、岸田吟香とその息子、孫娘の親子孫の三代の絵やゆかりの品を集めた展覧会で、岸田吟香については岡山県から、吟香直筆の「吳淞日記」の実物など珍しい品々が運ばれて展示される予定。

### 【気になる新著紹介】[敬称略]

加藤哲郎『日本の社会主義—原爆反対・原発推進の論理』(岩波書店)は、原子力から社会主義のあり方を歴史的に再検討した意欲作。有馬哲夫『こうしてテレビは始まった—占領・冷戦・再軍備のはざままで』(ミネルヴァ書房)は、日米関係からテレビ放送の始まりを、台湾のテレビ放送の始まりも加えて論じた書。

### 【コラム】: 台北で考えたこと

12 月末、台北に行ってきた。ここ 3 年間で 5 度目の訪問である。台湾訪問は、朝鮮半島をフィールドとして研究する自分自身の関心を、いつも大いに刺激し、新たな知見を与えてくれる。台北では、「中美関係」や「琉球関係」に関する外交文書を見てきたが、訪問の度に利用可能な史料が増えていることに驚かされる。

だが、日本関係文書の豊富さに比べ、「中美関係」の文書は、「もう少しあっていいはずなのに」との不満を抱かせる状況であった。とはいえ、一介の利用者には、何が公開されており、何が非公開となっているかは、知る由もない。

アメリカの場合、非公開の場合は Declassified Tab などが入っており、情報公開法(FOIA)

に則り、開示請求をすることができる。だが、何が非公開文書なのかがわからなければ、開示請求することさえできない。昨年末、国会を通過した特定秘密保護法は、どのような文書が非公開にされているかも見えにくくするであろうと指摘される。台北で外交文書を見ながら、特定秘密保護法は、日本の公文書公開のあり方を、どのように規定し、こうした文書を用いる研究に対して、いかなる影響を与えるのか、悩ましく考えざるを得なかった。

[1月7日付文責：小林聡明]